

委託番号	120
契約形態	業務委託

仕 様 書

1 件 名 浄化槽保守点検・清掃委託（八潮市消防団第2分団）

2 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 履行場所 八潮市消防団機械器具置場

部 名	所 在 地	型 式
八潮市消防団 第2分団第1部	八潮市大字二丁目207番地	単独7人槽 分離接触ばっ気方式
八潮市消防団 第2分団第3部	八潮市大字南川崎823番地3	単独6人槽 分離接触ばっ気方式
八潮市消防団 第2分団第4部	八潮市大字大瀬49番地1	単独5人槽 分離接触ばっ気方式
八潮市消防団 第2分団第5部	八潮市大字古新田1061番地	単独5人槽 分離接触ばっ気方式
八潮市消防団 第2分団第7部	八潮市大字垢144番地5	合併7人槽 接触ろ床方式

4 支払方法 業務完了払（年1回払）

5 委託内容

(1) 保守点検

環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第2条に基づく保守点検

年3回実施

(2) 清掃

環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第3条に基づく清掃

年1回実施

6 受託条件

(1) 保守点検

埼玉県知事の登録を受けていること。

(2) 清掃

八潮市から「浄化槽清掃業」の許可を受けていること。

7 その他

(1) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

(2) 仕様書の解釈について疑義を生じたとき、又はこの仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者は誠意をもって協議するものとする。

(3) 不当要求等に関し、次の事項を遵守すること。

ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、組合管理者に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

イ 受注者は、組合及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

8 問合せ先

草加八潮消防組合 八潮消防署 管理課

電話 048-996-0119